

令和4年度

# 市民後見啓発講演会

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度を日々の暮らしの中で活用できることを知っていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりとなるよう講演会を開催します。

講師 えり行政書士事務所

せいとう

えり

清藤英里氏



内容

任意後見制度を学ぶ

日時

令和4年12月22日（木）

午後1時30分～午後3時30分

会場

坂戸市福祉センター2階 会議室(定員20名)

《Zoom参加も可能》

申込

坂戸市社会福祉協議会 ☎283-1597

《申込締切》

令和4年11月30日（水）

